

事務連絡

令和3年(2021年)1月15日

地域公民館長様

地域活動推進課長 岩本 清昭  
東区役所総務企画課長 小島 雅博

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う熊本県独自の緊急事態宣言の発令について

新型コロナウイルス感染症について、令和3年(2021年)1月14日付で、国の緊急事態宣言発令に伴う措置と同等の熊本県独自の「緊急事態宣言」が発令されました。

今回の緊急事態宣言では、県民への要請のひとつとして「不要不急の外出・移動の自粛、特に午後8時以降は徹底」を要請されております。

地域公民館におかれましても、地域団体の必要不可欠な会議等で活動される場合について、当要請に基づき午後8時以降は活動されませんようお願いいたします。

なお、今回の緊急事態宣言では、2月7日までの要請となっておりますが、感染状況により期間の延長等があった場合は、延長された期間に応じてご対応いただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

文化市民局地域活動推進課

TEL 096-328-2036

東区役所総務企画課(地域班)

TEL 096-367-9121